

一般社団法人日本股関節学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本股関節学会と称する。英文では、The Japanese Hip Society と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、股関節に関わる調査研究及び発表並びに股関節に関する他団体との連絡、提携をはかり、股関節に関する学問の進歩普及に貢献し、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会及び講演会、研究会等の開催
- (2) 学会誌、学術図書等の刊行
- (3) 股関節学に関する調査研究
- (4) 優れた業績への表彰
- (5) 専門医、研修施設及び教育施設の認定
- (6) 関係学術団体その他諸団体との研究協力及び連携に関する事業
- (7) 股関節に関する医療の啓発及び対外的な広報活動に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次に掲げる会員をもって構成し、当該会員の資格要件は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した医師
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同する医師以外の者であって、理事会において入会を承認された者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するため入会した個人及び団体
- (4) 名誉会員 この法人に対し特に功績のあった者を理事会が推薦し、社員総会において承認された者
- (5) 臨時会員 この法人の目的に賛同する医師以外の者であって、学術集会の共同研究者で定められた年会費を支払った者。会員たる期間は、その学術集会の開催年度とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出することにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会の決議によって決定し、理事長がこれを本人に通知するものとする。
- 3 名誉会員に推挙された者は、入会の申込みを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員、準会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、別に定める額を支払わなければならない。

- 2 名誉会員は、会費を支払うことを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して3年以上なされなかったとき。
- (2) 社員総会の決議による。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会員がその資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならない。

- 2 会員がその資格を喪失した場合、既納の会費のうち、資格を喪失した日の属する月の翌月以降の会費については、これを返還する。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人の正会員の中から、正会員数の10%程度を限度として選出される評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定する社員とする。

- 2 評議員は、別に定める評議員被推薦基準に基づき、理事会の推薦を経て、社員総会の決議により選任する。
- 3 評議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 評議員は再任されることを妨げない。
- 5 評議員は別に定める資格継続基準に抵触したときは、その資格を失う。

第5章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、前条に規定するところによって選出された社員をもって構成する。

2 第1項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、第22条第3項に定める理事長がこれに当たるものとし、理事長に事故がある場合は、副理事長がこれにあたる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち議長が指名した2名が、前項の議事録に署名押印又は記名押印のうえ、これを保存する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事10名以上20名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名以上3名以内を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。
 - 4 第2項の副理事長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、評議員の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、会員の中から社員総会の決議によって選任する。

(理事及び監事の資格制限)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係のある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 理事が任期途中で社員の地位を失ったときは、理事の任期満了まで在任することができる。ただし、その後の再任はできない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 4 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

- 3 前2項に関して必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(役員責任免除)

第30条 この法人は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第31条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事経験者の中から理事会の承認を経て理事長が選任する。
- 3 顧問の職務は、理事長が必要と認め諮問した事項について意見を述べるものとする。
- 4 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は、支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事(当該事項について議決に加わることのできる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録によ

り同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印のうえ、これを保存する。
- 3 理事長が理事会に出席できない場合は、出席理事及び監事が、議事録に署名押印又は記名押印のうえ、これを保存する。

第8章 資産及び会計

（事業年度）

第39条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 4 この法人は、第2項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（剰余金）

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 基金

（基金の拠出）

第43条 この法人は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることがで

きるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第44条 この法人は、第47条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第45条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 学術集会

(学術集会)

第49条 この法人は、第4条第1項第1号の学術集会を毎年1回開催することとし、学術集会の運営のため、学術集会会長（以下、「会長」という。）、次期会長、次々期会長及び次々々期会長を各1名置く。

(会長の職務)

第50条 会長は学術集会を主宰するほか、理事会の決議に基づき、学術集会の開催及び運営に関し必要な事項を決定する。

(次々々期会長)

第51条 次々々期会長は、理事会で選出し、社員総会の承認を得る。

(会長等の任期)

第52条 会長の任期は、自らが主宰することとなる学術集会の前年の学術集会が終了した日の翌日から自らが主宰する学術集会終了の日までとする。

2 会長の任期が満了したときは、次期会長が当然に会長に就任する。

3 次期会長が会長に就任したときは、次々期会長が当然に次々期会長に就任する。

4 次々期会長が次々期会長に就任したときは、次々々期会長が当然に次々々期会長に就任する。

第12章 委員会

(委員会)

第53条 この法人には、会務の執行のために、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 各委員会の委員は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 各委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

<http://hip-society.jp/>

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第15章 補則

(規則等への委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この定款の実施のために必要な規則は、理事会又は社員総会の決議により別に定める。また、規則を実施するための細則等は、理事会が別に定めるものとする。

第16章 附則

(設立時の社員の氏名及び住所)

第57条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名 久保 俊一

氏名 杉山 肇

(設立時の役員)

第58条 この法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時副理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事、設立時副理事長及び設立時監事の任期は法人設立時より選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

設立時理事 久保 俊一

設立時理事 伊藤 浩

設立時理事 川手 健次

設立時理事 菅野 伸彦

設立時理事 杉山 肇

設立時理事 湊藤 啓広

設立時理事 高木 理彰

設立時理事 帖佐 悦男

設立時理事 中島 康晴

設立時理事 馬渡 正明

設立時理事 安永 裕司

設立時理事 山 田 治 基
設立時理事 山 本 謙 吾
設立時理事 山 本 卓 明
設立時代表理事 久 保 俊 一
設立時副理事長 杉 山 肇
設立時監事 小 宮 節 郎
設立時監事 遠 藤 直 人

(最初の事業年度)

第 59 条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 31 年 8 月 31 日までとする。

(設立時社員)

第 60 条 この法人の設立時社員は、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、第 57 条に記載する 2 名とする。

2 この法人の設立後、任意団体である日本股関節学会の解散時に評議員であった者は、何ら意思表示をすることなく当然にこの法人の社員となる。

(設立時定款の施行日)

第 61 条 この法人は、昭和 49 年 12 月 7 日に創立された任意団体である日本股関節学会が一般社団法人日本股関節学会として法人格を取得するものであり、この定款は、この法人の設立登記の日から施行するものとする。

(設立時の主たる事務所)

第 62 条 この法人の設立時の主たる事務所は、次のとおりとする。

設立時の主たる事務所 東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号パレスサイドビル
株式会社毎日学術フォーラム内

(定款に定めのない事項)

第 63 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

平成 31 年 9 月 3 日作成